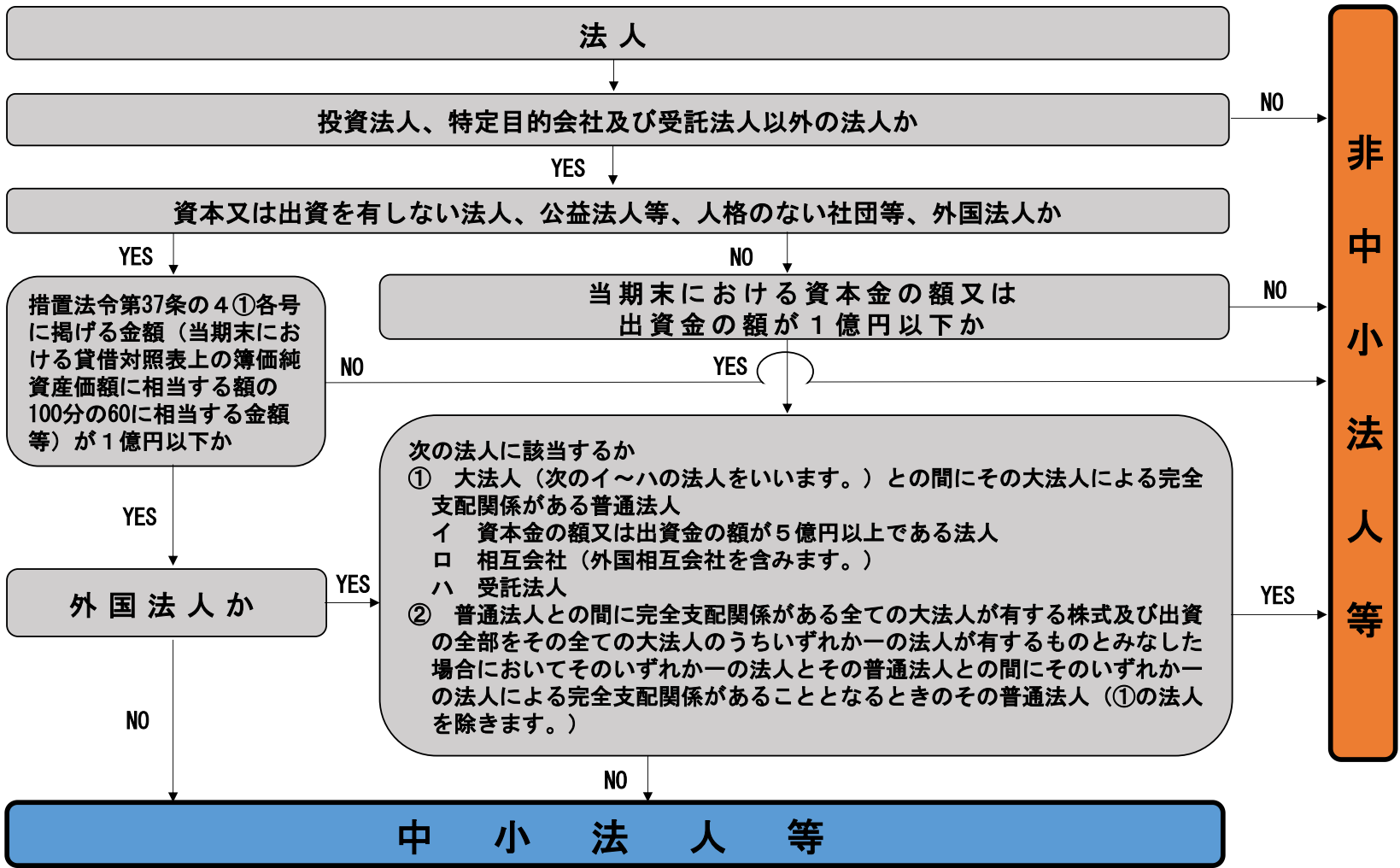


5 別表十五における中小法人等の判定

中小法人等に該当する場合、交際費等の損金算入限度額の計算上、定額控除限度額を適用することができます(措置法61の4②)。

⇒ 中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(注) 適用除外事業者の判定は必要ありません。